

官報

号外 昭和四十八年六月五日

第七十一回 衆議院會議録 第四十号

昭和四十八年六月五日(火曜日)

議事日程 第三十六号

昭和四十八年六月五日

午後二時開議

第一 建設省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

第二 地方交付税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 建設省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

日程第二 地方交付税法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

午後二時四分開議

○議長(前尾繁三郎君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(前尾繁三郎君) 議員請暇の件につきおはかりいたします。

小山省二君から、六月六日より十五日まで十日間、藤山愛一郎君から、六月十六日より二十七日まで十二日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

日程第一 建設省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十八年一月三十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「二人」を「一人」に改める。

第十一条を次のように改める。

(地方支分部局)

第十一条 本省に次の地方支分部局を置く。

地方建設局

筑波研究学園都市営繕建設本部

第十二条の次に次の節名を附する。

第一節 地方建設局

第十二条中「左に掲げる事務」を「次に掲げる事務(筑波研究学園都市営繕建設本部の所掌に属するものを除く。）」に改める。

第四章に次の一節を加える。

第二節 筑波研究学園都市営繕建設本部(所掌事務)

第十五条の二 筑波研究学園都市営繕建設本部(以下「建設本部」という。)は、本省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 研究学園地区(筑波研究学園都市建設法(昭和四十五年法律第七十三号)第二条第三項に規定する研究学園地区をいう。以下同じ。)内に移転し、又は新設する国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得を行なうこと並びに関係国家機関に対してこれらの事務に關して必要な報告又は資料の提出を求めること。

二 委託に基づき、前号に掲げる営繕工事の施行に伴い必要を生じた工事(これに關する調査を含む。及び同号に掲げる営繕工事の施行と工事施行上密接な關連のある建設工事(これに關する調査を含む。))を行なうこと。

(位置、内部組織及び事務所)

第十五条の三 建設本部は、東京都に置く。

2 建設本部の内部組織は、建設省令で定める。

3 建設大臣は、建設本部の所掌事務の一部を分

掌させるため、所要の地に建設本部の事務所を設置することができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、建設省令で定める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十二条 建設本部は、筑波研究学園都市建設法第二条第四項に規定する研究学園地区建設計画に基づく事業の実施に關する状況を勘案して政令で定める日まで置かれるものとする。

附則

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

理由
筑波研究学園都市に移転し、又は新設する国の試験研究機関等の施設の建設を推進するため、建設省の地方支分部局として、臨時に、筑波研究学園都市営繕建設本部を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長三原朝雄君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三原朝雄君登壇〕

○三原朝雄君 ただいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の内容は、

第一に、日本住宅公団監理官の定数二人を一人に改めること。

第二に、本省の地方支分部局として、臨時に、筑波研究学園都市営繕建設本部を設置すること。

であり、

本案は、一月三十一日日本委員会に付託、二月二十二日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審

昭和四十八年六月五日 衆議院會議録第四十号 地方交付税法の一部を改正する法律案

改める。

議を行ない、六月一日質疑を終了いたしましたところ、加藤委員より、「昭和四十八年四月一日」としての施行期日を、「公布の日」に改める旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党及び民社党の共同提案にかかる附帯決議が全会一致をもって付されました。

その内容は次のとおりであります。

政府は、筑波研究学園都市移転職員の生計費が、生活環境施設の未整備のため著しく増高している実情にかんがみ、筑波研究学園都市移転手当の増額を図るべきである。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

建設省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

建設省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日」に

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表の市町村の項中

4	下水道費	人口集中地区人口
(1)	経常経費	人口集中地区人口
(2)	投資的経費	人口集中地区人口
5	その他の土木費	

を

第十三条第五項の表の市町村の項中「一 消防費 人口 段階補正、態容補正及び寒冷補正」を

「一 消防費 人口 段階補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正」に、

4	下水道費	人口集中地区人口
(1)	経常経費	人口集中地区人口
(2)	投資的経費	人口集中地区人口
5	その他の土木費	

4	公園費	人口集中地区人口
(1)	経常経費	人口集中地区人口
(2)	投資的経費	人口集中地区人口
5	その他の土木費	

5	下水道費	人口集中地区人口
(1)	経常経費	人口集中地区人口
(2)	投資的経費	人口集中地区人口
6	その他の土木費	

6	その他の土木費	
---	---------	--

附則第十二項中「及び昭和四十八年度に限り、当該各年度分を」に限り、同年度分」に改め、「それぞ

れ」を削り、附則第二十八項を附則第三十一項とし、附則第二十一項から第二十七項までを三項ずつ繰り下げ、附則第二十二項中「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を附則第二十三項とし、附則第十九項を附則第二十二項とし、附則第十八項中「第十五項」を「第十八項」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則第十四項から第十七項までを三項ずつ繰り下げ、附則第十三項中「第十八項」を「第二十一項」に改め、同項を附則第十六項とし、附則第十二項の次に次の三項を加える。

13 昭和四十八年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律(昭和四十七年法律第二十五号。以下「昭和四十七年度特例法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第四項の規定による借入金金の額として昭和四十八年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された九百五十億円を加算した額とする。

14 昭和四十八年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、昭和四十七年度特例法第二条第一項の規定により算定した額の百分の九十四に相当する額と九百五十億円との合算額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同項の規定により算定した額の百分の六に相当する額とする。

15 昭和四十九年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、昭和四十七年度特例法第二条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額から九百五十億円を減額した額とする。

別表を次のように改める。

九三七

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
一	警察費	警察職員数	一人につき	二、三九四、〇〇〇円
二	土木費			
1	(1) 道路橋りよ る費			
(1)	經常経費 道路の面積	一平方メートルにつき		九二〇〇
(2)	投資的経費 道路の延長	一米ートルにつき		一、七五〇〇〇
2	河川費			
(1)	經常経費 河川の延長	一米ートルにつき		二八〇〇
(2)	投資的経費 河川の延長	一米ートルにつき		二六〇〇〇
3	港湾費			
(1)	經常経費 港湾(漁港を含む)における保留施設の延長	一米ートルにつき		八、一〇〇〇〇
(2)	投資的経費 港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	一米ートルにつき		二、二〇〇〇〇
4	その他の土木費			
(1)	經常経費 人口	一人につき		一九〇〇〇
(2)	投資的経費 海岸保全施設の延長	一米ートルにつき		一〇〇〇〇
(2)	投資的経費 人口	一人につき		一、一〇〇〇〇
三	教育費			
1	小学校費	教職員数	一人につき	一、一五一、〇〇〇〇
2	中学校費	学校数	一校につき	一一六、五〇〇〇〇
3	高等学校費	教職員数	一人につき	一一七、〇〇〇〇〇
(1)	經常経費 生徒数	一校につき		一一六、五〇〇〇〇
(2)	投資的経費 生徒数	一人につき		一、九七九、〇〇〇〇
4	その他の教育費	人口	一人につき	一四、五〇〇〇〇
育費				一二、七〇〇〇〇
八	特定償還金	公共事業等特定千円につき		六五三〇〇
八	特定償還金	公共事業等特定千円につき		六一九、〇〇〇〇

道府県	四 厚生労働費	三 衛生費	二 社会福祉費	一 生活保護費	五 産業経済費	四 農林行政費	三 水産行政費	二 林野行政費	一 經常経費	六 商工行政費	五 徴税費	四 恩給費	三 其他の諸費	二 災害復旧費	一 特定償還金
1	生活保護費 町村部人口	人口	(1) 經常経費 人口	(2) 投資的経費 人口	1 農業行政費 (1) 經常経費 農家数	(2) 投資的経費 耕地の面積	2 林野行政費 (1) 經常経費 林野の面積	(2) 投資的経費 林野の面積	3 水産行政費 (1) 經常経費 水産業者数	(2) 投資的経費 水産業者数	4 商工行政費 人口	5 徴税費 道府県税の税額	6 恩給費 恩給受給権者数	7 災害復旧費 面積	8 特定償還金 公共事業等特定千円につき
	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
	一、三六三、〇〇〇	八一、九〇〇	一一〇、〇〇〇	一、〇四〇、〇〇〇	一八三、〇〇〇	一九七、〇〇〇〇〇	二〇、七〇〇〇〇	一七、二〇〇〇〇	一、七〇〇〇〇	一、〇七〇〇〇	九二〇〇〇	二四、五〇〇〇〇	一一〇〇〇	二九〇、〇〇〇〇	二五〇〇〇

昭和四十八年六月五日 衆議院會議録第四十号 地方交付税法の一部を改正する法律案

九 特別事業債償の事業費等特定千円につき			九 特別事業債償の事業費等特定千円につき		
九 特別事業債償	公共事業費等特定千円につき	一、二二〇〇	九 特別事業債償	公共事業費等特定千円につき	一、二二〇〇
一 消防費	人口	一、六五八〇〇	一 消防費	人口	一、六五八〇〇
二 土木費			二 土木費		
1 道路橋りよ			1 道路橋りよ		
(1) 経常経費 道路の面積	一平方メートルにつき	三九〇〇	(1) 経常経費 道路の面積	一平方メートルにつき	三九〇〇
(2) 投資的経費 道路の延長	一メートルにつき	一三五〇〇	(2) 投資的経費 道路の延長	一メートルにつき	一三五〇〇
2 港湾費			2 港湾費		
(1) 経常経費 港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	七、二〇〇〇	(1) 経常経費 港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	七、二〇〇〇
(2) 投資的経費 港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	一メートルにつき	二、二〇〇〇	(2) 投資的経費 港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長	一メートルにつき	二、二〇〇〇
3 都市計画費			3 都市計画費		
(1) 経常経費 都市計画区域における人口	一人につき	一四五〇〇	(1) 経常経費 都市計画区域における人口	一人につき	一四五〇〇
(2) 投資的経費 都市計画区域における人口	一人につき	三〇五〇〇	(2) 投資的経費 都市計画区域における人口	一人につき	三〇五〇〇
4 公園費			4 公園費		
(1) 経常経費 人口	一人につき	三五〇〇	(1) 経常経費 人口	一人につき	三五〇〇
(2) 投資的経費 人口	一人につき	二五〇〇〇	(2) 投資的経費 人口	一人につき	二五〇〇〇
5 下水道費			5 下水道費		
(1) 経常経費 人口集中地区人口	一人につき	四五〇〇	(1) 経常経費 人口集中地区人口	一人につき	四五〇〇
(2) 投資的経費 人口集中地区人口	一人につき	二五〇〇〇	(2) 投資的経費 人口集中地区人口	一人につき	二五〇〇〇
6 その他の土木費			6 その他の土木費		
(1) 経常経費 人口	一人につき	二二五〇〇	(1) 経常経費 人口	一人につき	二二五〇〇
(2) 投資的経費 人口	一人につき	一一〇〇〇	(2) 投資的経費 人口	一人につき	一一〇〇〇
三 教育費			三 教育費		
1 小学校費			1 小学校費		
(1) 経常経費 児童数	一人につき	八、三〇〇〇	(1) 経常経費 児童数	一人につき	八、三〇〇〇
(2) 投資的経費 児童数	一学級につき	二一〇、〇〇〇〇	(2) 投資的経費 児童数	一学級につき	二一〇、〇〇〇〇
(3) 投資的経費 学校数	一校につき	一、八〇〇、〇〇〇〇	(3) 投資的経費 学校数	一校につき	一、八〇〇、〇〇〇〇

市町村			市町村		
四 厚生労働費			四 厚生労働費		
1 生活保護費 市部人口	一人につき	一、二一七〇〇	1 生活保護費 市部人口	一人につき	一、二一七〇〇
2 社会福祉費			2 社会福祉費		
(1) 経常経費 人口	一人につき	七五九〇〇	(1) 経常経費 人口	一人につき	七五九〇〇
(2) 投資的経費 人口	一人につき	一一〇〇〇	(2) 投資的経費 人口	一人につき	一一〇〇〇
3 保健衛生費 人口	一人につき	四五二〇〇	3 保健衛生費 人口	一人につき	四五二〇〇
4 清掃費			4 清掃費		
(1) 経常経費 人口	一人につき	一一〇〇〇	(1) 経常経費 人口	一人につき	一一〇〇〇
(2) 投資的経費 人口	一人につき	一二五〇〇	(2) 投資的経費 人口	一人につき	一二五〇〇
5 労働費 失業者数	一人につき	一九七、〇〇〇〇	5 労働費 失業者数	一人につき	一九七、〇〇〇〇
五 産業経済費			五 産業経済費		
1 農業行政費			1 農業行政費		
(1) 経常経費 農家数	一戸につき	一〇、八〇〇〇〇	(1) 経常経費 農家数	一戸につき	一〇、八〇〇〇〇
(2) 投資的経費 農家数	一戸につき	五、八〇〇〇〇	(2) 投資的経費 農家数	一戸につき	五、八〇〇〇〇
2 商工行政費 人口	一人につき	二五三〇〇	2 商工行政費 人口	一人につき	二五三〇〇
3 その他の産業経済費			3 その他の産業経済費		
(1) 経常経費 林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	七、三〇〇〇〇	(1) 経常経費 林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	七、三〇〇〇〇
(2) 投資的経費 林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	五、二〇〇〇〇	(2) 投資的経費 林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	五、二〇〇〇〇
3 高等学校費			3 高等学校費		
(1) 経常経費 教職員数	一人につき	一、九一七、〇〇〇〇	(1) 経常経費 教職員数	一人につき	一、九一七、〇〇〇〇
(2) 投資的経費 生徒数	一人につき	一四、三〇〇〇〇	(2) 投資的経費 生徒数	一人につき	一四、三〇〇〇〇
4 その他の教育費			4 その他の教育費		
(1) 経常経費 人口	一人につき	一、一九七〇〇	(1) 経常経費 人口	一人につき	一、一九七〇〇
(2) 投資的経費 人口	一人につき	八五〇〇	(2) 投資的経費 人口	一人につき	八五〇〇
2 中学校費			2 中学校費		
(1) 経常経費 生徒数	一人につき	七、四〇〇〇	(1) 経常経費 生徒数	一人につき	七、四〇〇〇
(2) 投資的経費 生徒数	一学級につき	二一〇、〇〇〇〇	(2) 投資的経費 生徒数	一学級につき	二一〇、〇〇〇〇
(3) 投資的経費 学校数	一校につき	一、八〇〇、〇〇〇〇	(3) 投資的経費 学校数	一校につき	一、八〇〇、〇〇〇〇
(4) 投資的経費 学級数	一学級につき	一、三三〇、〇〇〇〇	(4) 投資的経費 学級数	一学級につき	一、三三〇、〇〇〇〇

九三八

六	その他の行政費	千円につき	二二五〇〇
一	徴税費	千円につき	一三五〇〇〇
二	戸籍住民基 本台帳費	一世帯につき	一、二五〇〇〇
三	その他の諸費		
(1)	経常経費	一人につき	二、七〇〇〇〇
(2)	投資的経費	一人につき	一八〇、〇〇〇〇〇
七	災害復旧費	一平方メートルにつき	八五、〇〇〇〇〇
八	特定償還費	一平方メートルにつき	九五〇〇〇
九	辺地対策事業 債償還費	千円につき	二五〇〇〇
十	特別事業債償 還費	千円につき	一八〇〇〇

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和四十八年度分の地方交付税から適用する。
- 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。
- 附則第三項及び第四項を削り、附則第五項を附則第三項とし、同項の次に次の一項を加える。
- この会計においては、昭和四十八年度に

において、地方交付税交付金を支弁するため必要があるときは、前項の規定によるほか、九百五十億円を限り、予算で定めるところにより、この会計の負担において、借入金を行うことができる。

附則第六項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を附則第五項とし、附則第七項中「昭和四十七年度の下に」及び「昭和四十八年度」を加え、同項を附則第六項とし、附則第八項中「第四

項及び第五項」を「及び第四項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項中「第四項又は第五項」を「又は第四項」に改め、同項を附則第八項とし、附則第十項から第十二項までを削り、附則第十三項中「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を附則第九項とし、附則第十四項を附則第十項とし、附則第十五項中「第四項、第五項、第十項若しくは第十一項」を「若しくは第四項」に、「第六項（第十二項において準用する場合を含む）、第七項若しくは第十三項」を「第五項、第六項若しくは第九項」に、「附則第十三項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第十項とする。

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「昭和四十八年度にあつては、法附則第十一項の規定により算定した額」を「の規定により算定した額（昭和四十八年度にあつては、当該額に三百億円を加算した額）」に改め、同条第三項中「第五項」を「第三項」に改める。

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方団体の公共施設等の整備及び社会福祉水準の向上に要する財源の充実に図るとともに、各種の制度改正に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定するほか、昭和四十八年度分の地方交付税の総額の特例を設ける等の必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（前尾繁三郎君） 委員長の報告を求めます。地方行政委員長上村千一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の現状にかんがみ、第一に、昭和四十八年度の普通交付税の算定方法については、市町村道、公園、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を促進するとともに、老人医療費の公費負担制度及び児童手当制度の充実その他社会福祉水準の向上に要する経費を増額し、また、過密対策、公害対策、交通安全対策及び消防救急対策に要する経費の充実をはかることとするほか、消防費において新たに人口密度補正を適用する等過疎地域に対する基準財政需要額の算入を強化することといたしております。

第二に、昭和四十八年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額に交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金九百五十億円を加算する特別規定を設けることとし、この借入金による加算額は、全額普通交付税として交付することと

昭和四十八年六月五日 衆議院會議録第四十号 地方交付税法の一部を改正する法律案 朗読を省略した議長の報告

いたしております。

なお、この借入金については、昭和四十九年度において全額償還することといたしております。

本案は、二月二十七日日本委員会に付託され、三月二日江崎自治大臣から提案理由の説明を聴取した後、本案はもとより、地方財政全般にわたって熱心に審査を行ないました。

六月一日質疑を終了し、討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して渡辺委員より本案に賛成、日本社会党を代表して山田委員、日本共産党・革新共同を代表して三谷委員、公明党を代表して小川委員及び民社党を代表して折小野委員より、それぞれ本案に対し反対の意見が述べられました。

次いで採決を行ないましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五派共同提案により、明年度地方交付税率の引き上げを含め、一般財源の拡充強化、基準財政需要額の算定基礎の改善、充実、都市対策、過密・過疎対策等のための財源措置の充実、下水道、清掃

施設等に対する国庫補助の拡充強化、超過負担の

解消及び国庫補助単価の適正化、地方債についての政府資金の拡充、沖縄県及び同市町村に対する財政上の措置等を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十二分散会

出席國務大臣

建設大臣 金丸 信君
自治大臣 江崎 真澄君

○朗読を省略した議長の報告

〔議決通知〕

一、去る五月三十一日、本院は次の総調書を異議ないものと議決した旨内閣に通知した。

昭和四十六年度一般会計国庫債務負担行為総調書

〔政府委員承認〕

一、去る五月三十一日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した。

労働事務次官兼 労働省労働局長 石黒 拓爾

〔政府委員任命〕

一、去る五月三十一日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、五月三十一日議長において承認した石黒拓爾を同日第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

〔政府委員退任〕

一、去る二日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、一日付をもって内閣総理大臣官房交通安全

対策室長須藤博忠は近畿管区警察局長に、内閣総理大臣官房広報室長松本芳晴は内閣総理大臣官房付に、警察庁長官官房会計課長下稻葉耕吉は警視庁総務部長に、警察庁刑事局長関根廣文は関東管区警察局長に、警察庁刑事局保安部長

斎藤一郎は内閣総理大臣官房広報室長にそれぞれ任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

〔通知書受領〕

一、去る一日、岸田参議院事務総長から知野事務総長あて、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員赤間文三君逝去による補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

二木 謙吾君

一、去る一日、岸田参議院事務総長から知野事務総長あて、参議院は裁判官訴訟委員津島文治君逝去による補欠として次の者を選任した旨の通知書を受領した。

山本茂一郎君

〔議席変更〕

一、去る一日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

- 一 前尾繁三郎君
- 二 瀬長亀次郎君
- 三 新井 彬之君
- 四 高橋 繁君

昭和四十八年六月五日 衆議院會議録第四十号 朗読を省略した議長の報告

一〇三	島本 虎三君
九七	米内山義一郎君
九六	美濃 政市君
九五	長谷川正三君
九四	阿部 助哉君
八八	井上 泉君
八七	柴田 健治君
八六	平田 藤吉君
七八	山原健二郎君
七七	津川 武一君
七六	土橋 一吉君
七五	梅田 勝君
七四	中島 武敏君
七一	浦井 洋君
六七	神崎 敏雄君
六六	三谷 秀治君
六五	多田 光雄君
六四	庄司 幸助君
六三	中川利三郎君
六二	田中 昭二君
五七	瀬野栄次郎君
五二	林 孝矩君
四八	坂口 力君

一〇四	細谷 治嘉君
一〇五	湯山 勇君
一〇六	太田 一夫君
一五九	阿部 昭吾君
一六〇	井上 普方君
一六一	山田 耻目君
一六二	山本 政弘君
一六三	木原 実君
一六四	米田 東吾君
一六五	古川 喜一君
一六六	山本弥之助君
一六七	武藤 山治君
一六八	川崎 寛治君
一六九	大田 俊君
一七〇	村山 喜一君
一七一	広瀬 秀吉君
一七二	大柴 滋夫君
一七三	久保 等君
一七五	吉田 法晴君
一七六	兒玉 末男君
一七七	安宅 常彦君
一七八	橋崎弥之助君
一七九	板川 正吾君

一八〇	中村 重光君
一八一	渡辺 惣蔵君
一八二	金丸 徳重君
一八三	八木 昇君
二七一	奥野 誠亮君
二七二	齋藤 邦吉君
二七三	金丸 信君
二七四	久野 忠治君
二七五	加藤常太郎君
二七六	山中 貞則君
三六二	大橋 武夫君
四一六	森山 欽司君
四二二	床次 徳二君
四二四	西村 英一君

(理事補欠選任)

一、去る五月三十一日、地方行政委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 高島 修君(理事谷垣専一君五月三十一日理事辞任につきその補欠)

理事 吉田 法晴君(理事土井たか子君五月三十一日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月二十九日、議長において、次の常任

委員の辞任を許可した。	前尾繁三郎君
法務委員	
一、去る五月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
地方行政委員	
辞任	補欠
岩垂寿喜男君	細谷 治嘉君
細谷 治嘉君	岩垂寿喜男君
法務委員	
辞任	補欠
住 栄作君	篠田 弘作君
篠田 弘作君	住 栄作君
大蔵委員	
辞任	補欠
塩谷 一夫君	倉石 忠雄君
倉石 忠雄君	塩谷 一夫君
文教委員	
辞任	補欠
野中 英二君	有田 喜一君
山口 鶴男君	成田 知巳君
成田 知巳君	山口 鶴男君

昭和四十八年六月五日 衆議院會議録第四十号 朗読を省略した議長の報告

社会労働委員

辞任

小宮 武喜君

神田 大作君

農林水産委員

辞任

神田 大作君

小宮 武喜君

運輸委員

辞任

井岡 大治君

石橋 政嗣君

建設委員

辞任

中村 茂君

佐々木更三君

予算委員

辞任

安宅 常彦君

細谷 治嘉君

岩垂壽喜男君

八木 昇君

決算委員

辞任

篠田 弘作君

八木 昇君

竹入 義勝君

吉永 治市君

安宅 常彦君

坂井 弘一君

議院運営委員

辞任

倉石 忠雄君

羽田 孜君

懲罰委員

辞任

石橋 政嗣君

佐々木更三君

成田 知巳君

坂井 弘一君

井岡 大治君

中村 茂君

山口 鶴男君

竹入 義勝君

員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

永山 忠則君

岩垂壽喜男君

藤波 孝生君

山口 鶴男君

山口 鶴男君

河本 敏夫君

水田三喜男君

保岡 興治君

赤松 勇君

橋 兼次郎君

中村 弘海君

中山 利生君

浜田 幸一君

佐藤 観樹君

田中 武夫君

外務委員

大久保直彦君

沖本 泰幸君

大蔵委員

辞任

佐藤 観樹君

橋 兼次郎君

文教委員

辞任

山口 鶴男君

岩垂壽喜男君

社会労働委員

辞任

加藤 紘一君

小林 正巳君

住 栄作君

阿部 喜元君

關谷 勝利君

西村 英一君

阿部 喜元君

大竹 太郎君

關谷 勝利君

西村 英一君

羽田 孜君

上田 茂行君

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

補欠

愛野興一郎君 關谷 勝利君

上田 茂行君 阿部 喜元君

瓦 力君 大竹 太郎君

戸井田三郎君 西村 英一君

通信委員

補欠

渡海元三郎君 永山 忠則君

永山 忠則君 渡海元三郎君

建設委員

補欠

浜田 幸一君 河本 敏夫君

藤波 孝生君 水田三喜男君

河本 敏夫君 浜田 幸一君

水田三喜男君 藤波 孝生君

予算委員

補欠

田中 武夫君 赤松 勇君

赤松 勇君 田中 武夫君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任

補欠

稲富 稜人君 塚本 三郎君

塚本 三郎君 稲富 稜人君

一、去る二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任

補欠

稲富 稜人君 安里積千代君

(議案提出)

一、去る五月三十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。

環境保全基本法案(島本虎三君外四名提出)

公害に係る事業者の無過失損害賠償責任等に関する法律案(島本虎三君外四名提出)

(議案受領)

一、去る一日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

学校教育法の一部を改正する法律案

公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案

(議案付託)

一、去る五月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

靖国神社法案(橋本登美三郎君外十名提出、衆法第三二号)

休日労働の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(大出俊君外六名提出、衆法第四〇号)

以上三件 内閣委員会 付託

一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

環境保全基本法案(島本虎三君外四名提出、衆法第四三号)

公害に係る事業者の無過失損害賠償責任等に関する法律案(島本虎三君外四名提出、衆法第四四号)

以上二件 公害対策並びに環境保全特別委員会 付託

一、去る一日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

学校教育法の一部を改正する法律案(松永忠二君外二名提出、参法第五号)(予)

公立障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(松永忠二君外二名提出、参法第六号)(予)

公立障害児教育諸学校に係る経費の国庫負担に関する法律案(松永忠二君外二名提出、参法第七号)(予)

以上三件 文教委員会 付託

一、去る五月三十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

(議案送付)

昭和四十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和四十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

昭和四十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書

(承諾を求める件)

昭和四十六年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

昭和四十八年六月五日 衆議院會議録第四十号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

九四四

する法律案(島本虎三君外四名提出)

昭和四十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

昭和四十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(承諾を求めの件)

昭和四十七年度特別会計予算総則第十條に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案

法律案

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

地価公示法の一部を改正する法律案

一、去る五月三十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

靖国神社法案(橋本登美三郎君外十名提出)

休日日の範囲の改定等のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案(大田俊君外六名提出)

一、去る一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

環境保全基本法案(島本虎三君外四名提出)

公害に係る事業者の無過失損害賠償責任等に關

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

1 住宅行政に関する事務運営について整備を図ることとしたことに伴い、日本住宅公団監理官の定数二人を一人に改める。

2 筑波研究学園都市に移転又は新設する国の試験研究機関等に係る営繕工事に関する事務を分掌させるため、本省の地方支分部局として、臨時に、筑波研究学園都市営繕建設本部を東京都に設置する。

なお、施行期日は、昭和四十八年四月一日としている。

二 議案の修正議決理由

本案は、筑波研究学園都市における国の試験研究機関等の施設の建設事業の推進を図る等のため、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を附することに

決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約三千八百三十四万円が、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十八年六月一日

内閣委員長 三原 朝雄

衆議院議長 前尾繁三郎殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附 則

この法律は、公布の日昭和四十八年四月一日から施行する。

(別紙)

建設省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、筑波研究学園都市移転職員が生計費が、生活環境施設の未整備のため著しく増高している実情にかんがみ、筑波研究学園都市移転手当の増額を図るべきである。

右決議する。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現状にかんがみ、地方団体の公共施設等の整備及び社会福祉水準の向上に要する財源の充実をはかることに、各種の制度改正に伴つて増加する財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定するほか、昭和四十八年度分の地方交付税の総額の特例を設けようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 基準財政需要額の算定方法の改正

1 市町村道、公園、下水道、清掃施設等住民の生活に直結する各種の公共施設の計画的な整備を促進するため、関係費目にかかる単位費用の改定及び算定方法の改正を行う。

2 老人医療費の公費負担制度、児童手当制度の充実、社会福祉施設の整備その他社会福祉水準の向上に要する経費の増額をはかる。

3 公害対策、交通安全対策及び消防救急対策に要する経費を充実する。

4 過密地域に対する基準財政需要額の算入の充実ははかるとともに、「消防費」において新たに密度補正を適用する等、過疎地域に対する基準財政需要額の算入を強化する。

5 広域市町村圏内における基幹生活関連道路の整備を引き続き促進するための措置を講ずる。

6 その他、各種の制度改正等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の単位費用を改定する。

(二) 地方交付税の総額の特例等

1 昭和四十八年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額に同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れる九百五十億円を加算するものとし、この加算額は全額普通交付税として交付するものとする。

2 昭和四十九年度分の地方交付税の総額については、現行の法定額から九百五十億円を減額するものとする。

二 議案の可決理由

地方財政の現状にかんがみ、基準財政需要額

の算定方法の改正、地方交付税の総額の特例等を設けようとする本案の趣旨は妥当と認め、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度交付税及び譲与税配付金特別会計予算の歳出に、地方交付税交付金として二兆九千七十四億四千八百三十万八千円を計上している。

右報告する。

昭和四十八年六月一日

地方行政委員長 上村千一郎

衆議院議長 前尾繁三郎殿

〔別紙〕

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、高福祉社会の達成をはかるために果たすべき地方財政の役割の重要性にかんがみ、とくに次の諸点について善処すべきである。

一 国の施策による地方団体の負担の増加及び社会経済の急激な進展に伴う財政需要の増高に対

処するため、明年度において地方交付税率の引上げをふくめ一般財源の拡充強化に努めること。

二 地方団体の財政需要に適合するよう、引き続き基準財政需要額の算定基礎の改善、充実に努めるとともに、とくに市町村分に重点をおいて算入措置の強化をはかること。

三 地方団体の激増する財政需要に対処するため、長期的、計画的な財政運営の確保に努めるとともに、とくに都市対策、過密・過疎対策、離島対策、公害対策等のための財源措置の充実ははかるほか、地方道路目的財源の拡充に努めること。

四 下水道、清掃施設、社会福祉施設、消防施設等住民の生活関連公共施設に対する国庫補助の拡充強化をはかること。

五 国庫補助負担事業にかかる超過負担について引き続き全般的な見直しを行ない、十分な財政措置を講じ、その完全な解消をはかること。とくに、最近における資材等の値上りの状況にかんがみ、昭和四十八年度の国庫補助単価等についてもさらにその適正化をはかること。

六 地方債については、引き続き政府資金の拡充

をはかること。また、最近の公定歩合の引上げに伴い基準利率の引上げがはかられているが、生活関連施設等の整備のための地方債については、利率、償還期限、手続きの簡素化等について改善措置を講ずること。

七 国鉄利用債、国の委託費等、ほんらい地方団体が負担すべきでない経費を地方団体に求める事態が未だにあつたを断たないが、国と地方団体の財政負担秩序を乱すことのないように措置すること。

八 沖縄県及び同市町村については、本土との行政水準の格差をなくすため引き続き必要な財政上の措置について十分に配慮すること。右決議する。

昭和四十八年六月五日 衆議院會議録第四十号

九四六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円

(配達料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二一(大内)